

研究区分	教員特別研究推進 地域振興
------	---------------

研究テーマ	公共交通政策における政令指定都市内での組織間連携、調整に関する比較研究				
研究組織	代表者	所属・職名	経営情報学部・講師	氏名	松岡 清志
	研究分担者	所属・職名	—	氏名	—
	発表者	所属・職名	経営情報学部・講師	氏名	松岡 清志

講演題目
政令指定都市の公共交通政策に関する組織配置の様態

研究の目的、成果及び今後の展望

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）の2020年改正において、自治体による地域公共交通計画の策定が努力義務化され、立地適正化計画に基づくまちづくりと一体化した公共交通政策の推進が図られた。また、同年の独占禁止法特例法の制定に伴い、地方において交通事業者間の共同経営の仕組みが創設された。さらに、2023年の地域交通法の改正では、ローカル鉄道に関する再構築協議会の創設、および乗合バスのエリア一括協定運行事業をはじめとする各種制度の創設・拡充が行われ、地域公共交通計画に基づく施策の実施における財政支援の充実と合わせ、自治体の関与を促す仕組みが整備されているところである。

一方、新型コロナウイルス収束後の利用者数の伸び悩みにより地域公共交通をめぐる経営環境が改善しなかったこと、また2024年のバス運転者の改善基準告示の適用開始による人材不足の深刻化に伴い、自治体はより主体的な関与が急務となっている。

以上のような課題認識に基づき、政令指定都市全20市を対象に、公共交通担当組織と都市計画担当組織の配置に注目しその様態を整理したものが下表である。

組織体系	自治体数	自治体名（★は公営交通を運営している自治体）
異なる局に配置	2	大阪市（※1）、広島市
同一の局で異なる部に配置	7	札幌市★、仙台市★、川崎市★、横浜市★、京都市★、堺市、熊本市★
同一の局かつ同一の部に配置	11	さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市（※2）、静岡市、浜松市（※2）、名古屋市★、神戸市★（※2）、岡山市、北九州市★、福岡市★

（※1）大阪市は公営企業である交通局の民営化後の地下鉄・バスに関連する総合的な交通政策を推進する市長直轄の組織である都市交通局と、以前から公共交通に関する事務を所掌してきた計画調整局計画部交通政策課が並置されており、後者は都市計画課と同一の局・部である。

（※2）新潟市、浜松市および神戸市は部を設置しておらず、局に課が直属となっているため、同一の部と見なした（神戸市は両組織が属する都市局において部を非設置）。

上表の通り、政令指定都市においては都市計画やまちづくりを所掌する局内に公共交通担当組織と都市計画組織の両方が設置されている自治体が多いものの、所属する部に関しては差異が見られた。これら、市の局・部の数といった全体的な組織編成や公営交通の運営の有無との間で顕著な関係が見られなかった。近年、公共交通担当組織はその重要度の高まりに伴い課から部へ格上げする事例も全国的に見られることから、今後の組織間連携、調整について継続的に分析する必要がある。